平成27年10月1日から、障害年金の初診日を確認する方法が広がりました!

障害年金の請求については、受給要件を満たしているか確認するために、初診日を明らかにすることができる書類(診断書等の医療機関の証明)の添付が必要ですが、<u>初診日を証明する書類が添付できない場合であっても、初診日を合理的に推定できるような一定の書類により、本人が申し立てた日を初診日と認めることができるようになりました。</u>

また、<u>過去に障害年金の請求が初診日不明により却下とされたケース</u>についても、これから再申請された場合には、この初診日確認の新たな取り扱いに基づいて審査されます。

※初診日とは、障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日

~こんなときには、必ず届出を!~

| こんなとき | どうする? | 届出先 |
|----------------------------------|-----------------------|------------|
| 会社を退職したとき | 国民年金の加入手続きをする | 市役所 年金窓口 |
| 配偶者の扶養になったとき (配偶者が第2号被保険者の場合) | 第3号被保険者への種別変更の手続きをする | 配偶者の勤務先 |
| 配偶者の扶養からはずれたとき | 第1号被保険者への種別変更の手続きをする | 市役所 年金窓口 |
| 配偶者が転職し、会社がかわったとき | 引き続き、第3号被保険者となる手続きをする | 配偶者の新しい勤務先 |
| 年金手帳を紛失したとき | 再交付の手続きをする | 最寄りの年金事務所 |
| 納付書を紛失したとき | 納付書の再発行を申し出る (電話可) | 最寄りの年金事務所 |

問合せ:市民課 年金係 内線116・117

所得課税証明書について

6月1日から、平成28年度所得課税証明書の発行を開始します。

所得課税証明書とは…

前年1月1日から12月31日までの収入に基づく、所得および課税に関する証明書です。

申請・発行する市町村

証明年度の1月1日現在に住民登録のある市町村にて発行となります。

※平成28年度の証明書は、平成28年1月1日現在で宜 野湾市に住民登録のある方に発行できます。

証明書交付を申請できる方

- ・本人または同一世帯の方(別世帯の場合、委任状が必要となります)
- ・本人からの委任状をお持ちの代理人
- ・自動交付機で取得する場合「ぎのわん市民カード」が必要 となります。市民カードをお持ちの本人分の証明書は発行 されますが、ほかのご家族の分は発行できません。

証明手数料 1件につき300円

(自動交付機の場合、1件につき200円)

問合せ: 税務課 内線221~223

5月31日(火)は軽自動車税の納期限!

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。 都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付け ておりますのでご連絡ください。

納め忘れがなく便利な口座振替をぜひご利用ください。 申し込み先

預金口座がある金融機関へお申込ください。(※「宜野湾市税口座振替依頼書」は、市内の金融機関または納税課窓口に用意しています。

また、今年度より、固定資産税、 市県民税の納税通知書に口座 振替依頼書が添付されています)

手続きに必要なもの

納付書・預貯金通帳・印鑑(通帳届出印)

取扱金融機関

琉球銀行 沖縄銀行 沖縄海邦銀行 コザ信用金庫 沖縄県労働金庫 沖縄県農業協同組合 ゆうちょ銀行(郵便局)

問合せ: 納税課 内線246~256